

一宮市告示第 78 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、特定非営利活動法人 志民連いちのみやを指定公金事務取扱者に指定したことから、一宮市会計に関する規則第 17 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 8 年 2 月 16 日

一宮市長 中野正康

- 1 業務名称
市民活動支援センター運営業務
- 2 指定公金事務取扱者
一宮市本町 4 丁目 12 番 7 号
特定非営利活動法人 志民連いちのみや 理事長 星野 博
- 3 指定日
2026 年 2 月 13 日